

県南広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和5年2月17日

県南広域振興局長 永 井 榮 一

- 1 路線名 343号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 一関市大東町大原字若宮10番1地先から字杉ヶ崎9番2地先まで
 - (2) 一関市大東町大原字勝善129番3地先から129番1地先まで
 - (3) 一関市大東町大原字館下32番1地先内
 - (4) 一関市大東町渋民字館下38番12地先から38番7地先まで
 - (5) 一関市大東町渋民字続石8番1地先から字石合72番地先まで
 - (6) 一関市大東町渋民字石合34番9地先から字関ノ上160番2地先まで
 - (7) 一関市大東町渋民字関ノ上43番3地先から43番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター及び千厩土木センター
 - (2) 期間 令和5年2月17日から同年3月17日まで